

令和 7 年 10 月 20 日

(仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築工事に係る
「鳥取市特定建設工事共同企業体運用基準」の特例基準の設定について

鳥取市教育委員会

本新築工事において、教育委員会では、市内業界からの要望等を受け、多くの市内業者に受注機会を確保できるよう、鳥取市特定建設工事共同企業体運用基準における JV 構成員について、特別の事情がある場合における適用除外とすることとし、特例基準を下記のとおりとします。

記

1. 対象工事：(仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築工事
(建築)・(電気)・(空調)・(給排水)
2. 特別の事情
 - ・ 業界育成の観点から、多くの市内業者に受注機会を確保する
 - ・ 大規模な工事であり、資金面・資材調達面も含め、複数の企業の技術力を結集して、難易度の高い工事を計画通り遅滞なく施工する必要がある
3. 特例基準の内容

工事名	構成員の数
(仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築（建築）工事	3 社
(仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築（電気）工事	3 社
(仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築（空調）工事	3 又は 4 社
(仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築（給排水）工事	3 又は 4 社

※なお、本工事は令和 7 年 10 月中の公告を予定しています